

職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第21号

職業能力開発促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

職業能力開発促進法施行条例施行規則（平成25年岩手県規則第10号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(専門課程の訓練基準) 第3条 [略] <u>(条例第11条第7号の規則で定める者)</u> 第4条 条例第11条第7号の規則で定める者は、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第61条第1項に規定する一級の技能検定に合格した者とする。	(専門課程の訓練基準) 第3条 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 職業能力開発促進法施行条例の一部を改正する条例（令和3年岩手県条例第18号）附則第3項の規定により同条例による改正後の職業能力開発促進法施行条例（平成24年岩手県条例第89号）第11条に定める職業訓練指導員とみなされる者については、この規則による改正前の職業能力開発促進法施行条例施行規則第4条の規定は、なお効力を有する。